

国際裁判管轄（総論）に関する外国法制

第1 合意管轄・応訴管轄

1 ドイツ

- 家事事件及び相続・遺産分割事件に関するドイツ法上の国際裁判管轄については、合意管轄・応訴管轄ともに認められていない。

2 オーストリア

- 国際裁判管轄に関する国内法の規律は、合意管轄・応訴管轄を認めているが（オーストリア裁判管轄法（JN）第104条第1項（合意管轄），第3項（応訴管轄）），特別の規定がある場合には適用されないものとされており，家族法・相続法の事件に関しては特別規定（婚姻解消事件，相続事件，実親子関係事件，親権・後見関係事件，養子事件及び婚姻関係事件について定められている。）上の管轄原因が存在しない場合において，当事者の合意によって国際裁判管轄を認めることはできないものとされている。

3 スイス

- スイス国際私法上，財産法上の請求に関して，国際裁判管轄の合意が一般的に認められている（スイス国際私法（IPRG）第5条1項）。従って，扶養請求などはこれに該当し得る。また，財産法上の請求については，何も留保せずに応訴したときは，訴えが提起されたスイスの裁判所の管轄が認められるものとされている（IPRG第6条）。

4 フランス

- フランス新民事訴訟法典（NCPC）第48条は，「直接的又は間接的に土地管轄に関する定めに抵触するすべての条項は，記載なきものとみなす。ただし，その条項が商人の資格で契約した者の間で合意されており，かつ，それをもって対抗される当事者の契約書において非常に明白に特記されているときは，この限りでない。」と規定しているところ，この規定が国際的な公序に関する規定としても通用するのか，このような条項を設けることができるのは商人間に限られるのかは解釈に委ねられているが，破棄院第1民事

部判決においては、裁判管轄指定条項が原則として適用であるとし、それが認められる場合の要件として、①国際的な紛争が問題となっており、②当該条項がフランス裁判所の強制的な土地管轄の実現を妨げないことを挙げている。

※ その他ヨーロッパ

- ブリュッセルIIbis 規則は、婚姻事件に関して合意管轄を認めていない。親責任事件に関しては、ブリュッセルIIbis 規則第12条は、当事者の合意を基礎として、離婚及び別居、婚姻無効に付帯した管轄を認めており、同第9条第2項は、面会交流権をもつ親による応訴管轄を認めている。
- 金銭給付を目的とする扶養事件については、EU扶養義務規則第4条において、合意管轄が認められている。すなわち、当事者は、扶養義務に関する現在又は将来の争いについて、書面をもって、①一方当事者の常居所地又は②一方当事者の本国の管轄を合意すること、さらに③現在又は過去の夫婦間の扶養義務については、当事者の婚姻事件について管轄をもつ裁判所の管轄、あるいは④夫婦が少なくとも一年間、最後の共通常居所を有していた地の管轄を合意することができる（別異の合意がないかぎり専属的合意とされる）（第4条第1・第2項）。ただし、18歳未満の未成年者に対する扶養義務については、管轄の合意は排除される。
- 夫婦財産制規則提案第4条及び登録パートナーシップ財産制規則提案第4条は、当事者の合意を基礎として、離婚及び別居、あるいは登録パートナーシップの解消等に附帯した夫婦財産制又は登録パートナーシップ財産制に関する管轄を認めている。

5 韓国

- 民事訴訟法（第30条）は、被告が第1審法院で管轄違反であることを抗弁せず、本案に対して弁論するか又は弁論準備期日に陳述すれば、その法院は管轄権を有すると規定している。一般的に国際裁判管轄においてもこのような応訴管轄が認められる。
- 他方、管轄の合意については、家事訴訟法（第13条第1項）は、この法律に特別の規定がある場合を除き、被告の普通裁判籍がある地の家庭法院が管轄すると規定しており、原則的に管轄の合意を認めていない。国際家事事

件の特殊性及び公益性等を考慮すれば、国際裁判管轄に関する当事者間の合意は認められないという見解が有力である。

第2 併合請求（併合申立て）

1 ドイツ

- 家事事件及び相続・遺産分割事件に関するドイツ国内法上の国際裁判管轄について、主観的併合又は客観的併合は認められないものと解されている。

2 オーストリア

- 被告となる共同訴訟人に外国人が含まれている場合であっても、被告のうちの一人がオーストリアに普通裁判籍（住所又は常居所）を有していれば、オーストリアの裁判所に管轄権が認められるとされている（J N第93条第1項，第27a条）。

3 スイス

- スイスで訴えを提起され得る複数の共同訴訟人に対する訴え（主観的併合）については、被告の一人について管轄権を有するスイスの裁判所が、全ての被告について管轄権を有するとされている（IPRG第8a条第1項）。

4 フランス

- 被告が複数の場合には、原告は、その選択により、被告の一人の居住地の裁判所に訴えを提起することができるとされている（NCPC第42条第2項）。
- 既に係属中の訴訟について管轄権を有するフランスの裁判所は、その訴訟に対してされる附帯請求（反訴，付加的請求，参加請求）についても管轄権を有すると解されている。
- なお，上記以外の場合にも，別個の事件・請求ではあるが併合して審理判断することが適切な場合があれば，事件・請求の「関連性」の問題として処理されている。

※ その他ヨーロッパ

- ブリュッセルIIbis 規則第4条は，婚姻事件について，密接関連性を要求することなく反訴に関する管轄権を認めている。

5 中国

- 当事者の一方又は双方が2名以上である場合において、その訴訟物が共同であるとき、又は訴訟物が同一の種類であり、人民法院が併合審理することができることと認め、かつ、当事者の同意を得たときは共同訴訟とするとされている（中国民事訴訟法第52条第1項）。このうち、訴訟物が共同であるものは必要的共同訴訟とされ、事件の併合が要求されるほか、その管轄は、各共同被告に共通する法廷地のほかに、いずれかの被告の住所地又は条居所地にも認められる（同法第21条第3項）。これに対し、訴訟物が同一の種類であるものは通常共同訴訟とされ、その管轄については、共同被告のいずれについても法廷地に管轄権があることが前提であると解されている。

6 韓国

- 請求の客観的併合の場合、関連裁判籍を規定しているほか（韓国民事訴訟法第25条第1項）、家事訴訟間及び家事訴訟と家事非訟間において関連事件を併合することができることとされている（韓国家事訴訟法第14条第1項）。関連裁判籍に関する基準が国際家事訴訟・非訟事件における国際裁判管轄にも適用ないし類推適用されるかは解釈に委ねられている。

第3 緊急管轄

1 EU

- 扶養義務規則第7条、相続規則第11条、夫婦財産制規則提案第7条、登録パートナーシップ財産制規則提案第7条が、明文で緊急管轄を規定している。

2 ドイツ

- 明文の規定はないが、条約又はEU規則、あるいはドイツ国内法上の管轄ルールに従い、ドイツ裁判所に国際裁判管轄が認められない場合であっても、代わりに手続を行い得る適切な外国裁判所が存在しない場合には、緊急管轄が認められると解されている。具体的には、婚姻事件、血縁上の親子関係事件、養子縁組事件について緊急管轄の可能性が認められている。
- 親子事件及び世話事件については、FamFG 第99条第1項第2号第2文及び第104条第1項第2号第2文においてドイツにおける保護の必要性が管轄原因とされているため、それ以外に緊急管轄を認めるべき必要はないと解

されている。

3 オーストリア

- 国際法及び国内法の規律ではオーストリアの裁判所の管轄権を基礎付けることができないときでも，原告が，オーストリア国籍を有するか，オーストリアに住所・常居所を有しており，かつ，外国での権利追求が可能でない又は期待できないときは，オーストリアの最高裁判所が，事物管轄のある裁判所に土地管轄権を認めることができるとされている（J N第28条第1項第2号）。
- 「外国での権利追求が可能でない又は期待できないとき」とは，例えば，外国の判決がオーストリアで承認・執行できない場合，判断が緊急を要するにもかかわらず外国でそれを得ることができない場合，少なくとも一方の当事者にとって外国での訴訟遂行には政治的訴追の危険が伴う場合などが挙げられている。
- もっとも，国際法上他の国に国際裁判管轄権が認められている場合や，国内法が国際裁判管轄について明示的に規律している場合など，国際法・国内法に基づいてオーストリアの裁判所に管轄権がないとされているときは，上記規定は適用されない（J N第28条第3項）。

4 スイス

- スイス国際私法上，スイスの裁判所が管轄権を有しない場合であっても，外国での手続が可能でない又は期待できないときは，事案と十分な関連を有する地のスイスの裁判所・官庁に管轄権が認められるとされている（I P R G第3条）。「可能でない又は期待できない」とは，原告が主張・証明する必要があり，また，その認定に関しては，裁判所に相当の裁量が認められている。

5 フランス

- フランス新民事訴訟法典（N C P C）には，緊急管轄について一般的に定めた規定は存在しない。しかし，フランスの裁判所が管轄権をもたない場合でも，フランスの外部で当該紛争についての判決機関を見出すことができないために，フランスの裁判所の国際裁判管轄が補充的に認められることがあり，これは，裁判拒否を回避するための管轄の場合と呼ばれている。

6 イギリス

- Children Act 1989 の「8 条命令」事件については、当事者である子がイングランドに所在しており、迅速な管轄行使が子の保護のために必要であると高等法院が考える場合には、裁判所は、子に関する本来的管轄権をも行使でき、子の世話、教育、面会交流に関する命令を出すことができるとされている (Family Law Act 1986,1(1)(d))。

7 イタリア

- 自国の裁判管轄に服さない問題といえども、その解決が請求を判断するために必要である場合には、付随的に審理するものとするとしている (イタリア国際私法第 6 条)。

8 ベルギー

- 訴訟がベルギーとの密接な関係を呈示し、かつ、外国における手続が不可能であることを示すか、又は、請求が外国において提起されることを合理的に要求することができないときは、ベルギー裁判所は例外的に管轄権を有するとされている (ベルギー国際私法典第 11 条)。

9 中国

- 中国民事訴訟法では、一般的に緊急管轄を認める条文はない。しかし、民事訴訟法の適用に係る若干の問題に関する意見 (最高人民法院) は、華僑間の離婚訴訟に限り緊急管轄としての本国管轄を認めている (第 13 条, 第 14 条)。

第 4 特別の事情による訴え又は申立ての却下

1 ブリュッセル II bis 規則

いわゆる親責任事件において、裁判所は、子が他の締約国と特別な関係を有している場合 (注) には、事件の手続を停止することができ、又は他の締約国の裁判所に対し、当該事件の管轄を引き受けるよう要請することができる (第 15 条第 1 項)。

(注) 以下の場合に、子が他の締約国と特別な関係を有しているとみなされる (同条第 3 項)。

(a) 裁判所に事件が係属した後に、その締約国が子の常居所地となった場合

- (b) その締約国が子の以前の常居所地である場合
- (c) その締約国が子の国籍国である場合
- (d) その締約国が、親責任を有する者の常居所地である場合
- (e) その締約国が子の財産の所在地国であり、かつ、その事案が、その財産の運営、維持、処分に関する子の保護手段に関するものである場合

2 米国

統一子監護事件管轄及び執行法（UCCJEA）によれば、本来管轄権を有する裁判所は、①その裁判所が不便宜な法廷地である場合（注1）又は②その管轄権が申立当事者の不当な行為（注2）によって作出されたものである場合には、その管轄権の行使を拒絶することができる。

（注1）その判断に際しては、例えば、家庭内暴力があるかどうか、もしあるのであればいずれの州が当事者及び子を最も適切に保護できるか、子がどのくらいの期間州外に居住しているか、いずれの裁判所が当該事件に最も通じているかなどの要素が考慮される。

（注2）例えば、子の不法な連れ去り、留置又は隠匿などである。

第5 訴え（申立て）の競合

1 ドイツ

- 争訟性のある事件については、同一当事者間で同一の争いについて外国裁判所においてドイツ裁判所よりも先に事件が係属しており、その外国裁判所が下すであろう裁判がドイツで承認され得ることが予測される場合には、ドイツにおける裁判手続が中止される。
- 争訟性のない非訟事件（後見事件や世話事件など当事者を保護するための裁判手続）については、事案ごとに判断し、承認の段階では原則として先に係属した事件が優先するが、場合によっては事後的な裁判の変更として対処すべきであると解されている。

2 オーストリア

- 近時の判例では、外国の手続についてもその判決が国内で承認される可能性があれば、訴訟係属に関する規律を適用することができるという見解が採られているようである。

3 スイス

- 同一の当事者間の同一の目的に関する訴訟が外国で係属している場合において、当該外国の裁判所が相当な期間内にスイスで承認され得る判決を下すことが期待できるときは、スイスの裁判所は手続を中止する。

4 フランス

- 同一の紛争がともに管轄を有する二つの同一審級の裁判所に係属している場合には、2番目に事件を受理した裁判所は、当事者の一方の要求に基づき、他の裁判所のために裁判権を放棄し、職務解除しなければならず、当事者の要求がなくても職権で上記の措置をすることができる。
- 異なる審級の二つの裁判所間に事件が係属した場合には、事件係属の抗弁は下級裁判所においてしか提出することができない。
- 破毀院は、国際訴訟競合の問題の解決に当たり、外国判決のフランスにおける承認可能性を検討した上でフランスにおける後訴を規律する立場に立つ。

※ その他ヨーロッパ

○ ブリュッセル II bis 規則第 19 条（報告書 p 19）

- ・ 同規則が適用される婚姻事件について、複数の構成国間で、同一夫婦間の離婚、別居、婚姻無効に関する訴訟が係属した場合は、後から係属した裁判所は職権で先に係属した裁判所の管轄が肯定されるまで手続を中止する。先に係属した裁判所の管轄が肯定された場合には、後から係属した裁判所は、当該裁判所のために管轄を否定する。

○ EU 扶養義務規則第 12 条（報告書 p 19）、EU 相続規則第 17 条

- ・ 同一当事者間の同一の争いについて、後から係属した構成国の裁判所は、先に係属した構成国の裁判所の管轄が肯定されるまで職権で裁判手続を中止する。

5 アメリカ

- 多くの合衆国裁判所では、訴訟競合について、何もせず、二つ以上の訴訟をそれぞれのペースで判決まで進めさせ、この場合に最初に出た確定判決が通常は第二の法廷地では既判力を有すると主張される。

6 中国

- 訴訟競合については特に制限しないという立場を採用。中国の裁判所が管轄を有する事件について一方当事者が既に外国の裁判所で訴訟を提起したかにかかわらず、他方当事者が中国の裁判所で訴訟を提起した場合には中国の裁判所はこれを受理することができる規定。また、外国判決の承認執行の場面において、条約の適用がない限り、承認時に中国の判決が既にされた場合には当該外国判決を承認しないと規定。

7 韓国

- 外国裁判所の判決が韓国で承認される可能性が予測されるときには、訴訟係属とみることができる。この場合、外国裁判所に訴訟継続中の同一事件に対して国内裁判所に訴えが提起されたならば、重複訴訟とみて却下されなければならない。